

土曜日学習事業業務委託 仕様書

- 1 業務名 土曜日学習事業業務委託
- 2 業務概要・目的 守口市立小・中学校及び義務教育学校の 20 校において、教育関連企業等のノウハウ、コンテンツ、人材を活用し、児童生徒に対し土曜日における学習機会や学習支援を通じた居場所の提供を行うことにより、学習意欲の向上、基礎的・基本的な学力、家庭での学習習慣及び基本的な生活習慣の定着を図る。
- 3 履行期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 履行場所 守口市立小・中学校及び義務教育学校 全 20 校 別紙 1 のとおり
- 5 対象学年・人数 ①小学校及び義務教育学校前期課程の第 5・6 学年の児童
最大 300 名（13 校の合計人数）を想定
②中学校及び義務教育学校後期課程の第 1 学年から第 3 学年の生徒
最大 286 名（8 校の合計人数）を想定
※学習塾（家庭教師等含む）に通っていない児童生徒で、かつ、継続して参加することができる児童生徒
- 6 実施クラス 各校の参加人数にあわせて習熟度や学習意欲をふまえ最大 3 名までのグループ編成を行うこととする。
- 7 教科及び教材 小学校及び義務教育学校前期課程は国語、算数の 2 教科
中学校及び義務教育学校後期課程は国語、数学、英語の 3 教科から 2 教科を選択
教材は小・中学校学習指導要領及び本市採択の教科書を踏まえ、対象児童生徒の習熟度等を踏まえた基礎・基本の定着に向け適切なものを使用する。
※基礎・基本とは、次のような内容を指す。
「身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等」「知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力 等」
- 8 実施期間 （1）契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間で、土曜日に、小学校及び義務教育学校前期課程は 1 校あたり年間 20 回、中学校及び義務教育学校後期課程は毎週 1 回（1 校あたり、令和 7 年度は全 38 回、令和 8・9 年度はそれぞれ全

45 回) の開催とする。

※初回は児童生徒、保護者向け説明会も実施し、1 回に含む

※原則、盆休み、年末年始の 2 週間は除く

※実施時間は各校により異なる

(2) 詳細な日程は委託者と協議・調整の上で決定する。

9 実施体制 事業責任者と各校に学習指導員を配置すること。

(1) 事業責任者の配置

本業務全体を統括し、市との連絡調整及び参加者対応、受託事業運営の総括を行う事業責任者を配置すること。

事業責任者は、実施当日及び実施当日以外の日に保護者からの欠席連絡に対応する体制を整備し、運営すること。

(2) 事業責任者の条件

事業責任者は、教育関連事業で学習指導に関する職務経験を 3 年以上有しているかつ、地方公共団体等が委託元となる学習支援業務における運営経験を 3 年以上有していること。

(3) 学習指導員の配置

学習指導員は、習熟度に応じた指導ができる十分な経験と知識を持った人員を 1 校あたり次のとおり各回に配置すること。ただし、状況に応じて配置人数については協議する。

(原則、各回同じ指導員を継続して配置するが、児童生徒との関係性等を踏まえ状況に応じて担当指導員を変更する。)

①現場を統括するとともに巡回によるきめ細やかな指導を行う現場リーダーとしての学習指導員 1 名

②最大 3 名の児童生徒で編成するグループ毎に学習指導員 1 名

(4) 学習指導員の条件

本業務委託に従事する学習指導員は、本業務の遂行能力を備え、4 年制大学の学生または 4 年制大学の既卒者で、2 年以上の学習指導の経験を有する者であること。

(5) 学習指導員の研修

受託者は学習指導員に対し、本事業の目的達成に向け必要な研修を実施すること。また、下記の研修等は必ず実施すること。

- ・適正検査(服務等、指導者として相応しい適正があるかの確認)
- ・指導員としての資質を高める研修
- ・模擬授業等、実践的な研修

事業実施期間内においても、指導状況を定期的に共有する場を設定し、指導力等の向上に努めること。

- 10 指導時間・内容
- (1) 各回小学校及び義務教育学校前期課程は国語、算数の2教科、中学校及び義務教育学校後期課程は国語、数学、英語の3教科から選択した2教科の指導を行うよう指導時間を設定すること。
 - (2) 指導時間は小学校及び義務教育学校前期課程においては、午前の場合は、午前10時から午前11時40分まで、午後の場合は午後1時から午後2時40分まで(各教科45分で、途中で10分間の休憩時間を設定)とし、中学校及び義務教育学校後期課程においては、原則午後6時から午後7時50分まで(各教科50分で、途中で10分間の休憩時間を設定)とする。
※中学校及び義務教育学校後期課程の指導時間は部活動の関係で学校により異なる場合がある。
 - (3) 個別指導を基本とした指導形態とすること。
 - (4) 参加児童生徒の学習意欲を高める活動を取り入れること。
 - (5) 参加児童生徒の家庭学習意欲の喚起、学力の定着を図るため、ICT機器も活用し、指導方法を児童生徒の課題等に合わせて工夫すること。
- 11 家庭学習習慣の定着
- (1) 受託者は、個別面談、児童生徒の習熟度を測定する学力テスト、アンケート等によるアセスメントを実施し、児童生徒一人ひとりの習熟度に応じた学び直しや発展的な学習内容に対応する個別のカリキュラムを作成する。
 - (2) 受託者はカリキュラムに沿った学習会における個別指導を行うとともに、過度の負担にならないよう留意しつつ、家庭学習習慣定着につながるよう、児童生徒の実態に応じた家庭学習課題を提供するとともに、カリキュラムに基づいた学習計画を児童生徒自ら立てられるよう、学習計画表を活用するなど、児童生徒一人ひとりに応じた具体的な方法を示し、支援する。
 - (3) 受託者はICT機器も活用し、児童生徒の家庭学習へのフォローアップ体制を確立する。例えば、アカウントを付与し、家庭学習等で動画コンテンツを利用できるようにするなど、児童生徒が家庭等で自ら学べるような環境づくりを行うこと。
 - (4) 主に小学生に対しては、基本的な生活習慣の改善や生活リズムを身につけることや、歯の健康や食生活の大切さを学べる資料等による情報提供、主に中学生に対しては、進学や就職に向けた資料等(奨学金なども含む)による情報提供を行うこと。
 - (5) (1)～(4)の他、受託者は児童生徒の家庭学習意欲を喚起、定着させるための方策を提案し、実施する。
- 12 効果検証
- 次の項目について効果検証を行い、その結果から指導前後の学力の伸長について分析し、委託者へ報告すること。また、効果検証をふまえ事業内容等を見直し、事後の改善を図る。
- (1) 参加児童生徒の学習状況(カリキュラムの達成度・定着状況)【毎月】

- (2) 家庭学習習慣の定着につながる課題の取組み状況【毎月】
- (3) 生徒に対するアンケート調査【開始時と中間期、終了時の3回】
- (4) 学力テスト等を活用した成績の変容【開始時と中間期、終了時の3回】
- (5) 保護者に対するアンケート調査【開始時と中間期、終了時の3回】

- 13 出欠管理 毎回の授業日に各クラスの出欠状況を確認し、毎月、委託者に情報提供すること。
- 14 報告体制 月に1回程度、受託者、委託者による連絡会議（オンラインを想定）を開催し、参加児童生徒の学習状況及び検証の分析結果等について共有すること。
また、学習習慣以外の生活習慣等に課題が見られる児童生徒については、委託者に報告を行うこと。
- 15 連絡体制
 - (1) 実施日及び実施日以外の日に保護者からの欠席連絡に対応する体制を整備し、参加児童生徒及び保護者に周知すること。事前連絡がなく実施日当日に欠席があった場合には、受託者から保護者に連絡をとり出欠の確認をする。なお、欠席した児童生徒へは、欠席分の学習のフォローアップを行うこと。
 - (2) 学校の臨時休業等で土曜日学習を急遽中止する場合については、受託者より参加児童生徒及び保護者に中止連絡をすること。
 - (3) 参加児童生徒の学習状況等は毎月、保護者とも共有し、必要に応じて面談等を行うこと。
- 16 安全対策 事故や緊急事態等の発生に備えた安全管理マニュアルを整備し、万一事故・緊急事態等が発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、必要な措置を講じること。また、実施の際には感染症拡大防止対策を講じること。
- 17 個人情報保護
 - (1) 個人情報の取扱いにあたっては、守口市個人情報保護条例及び個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項の各条項の規定を遵守し、最大限の注意を払うこと。
 - (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約解除及び期間満了後においても同様とする。
- 18 その他
 - (1) 受託者は、採択された提案内容に基づき、誠実に業務を実施すること
 - (2) 受託者は、令和8及び9年度の初回実施日までに本業務の実施に係る案内文書等を作成し、対象児童生徒に配付し、参加児童生徒の募集を行うこと。
 - (3) 実施校に対する事前の説明と、参加児童生徒の保護者に対する実施内容の説明を行うこと。また、参加児童生徒・保護者がいつでも相談できる体制を整える等、サポート体制を充実させること。
 - (4) 本業務に必要な傷害・賠償責任保険等に加入すること。

- (5) 運営に必要な教材、備品、消耗品等は受託者が負担すること。
- (6) 委託者は必要に応じて受託者に対して報告を求めることができるものとする。
- (7) 受託者は、関係法令を遵守し、その適用及び運用について適切に行うこと。
- (8) 本業務の成果については、全て委託者にその権利が帰属するものとする。
- (9) 学習指導員の報酬（交通費含む）は、変動費とし、内訳書には固定費と変動費を区別して明記し、変動費は実績に応じて精算すること。
- (10) 参加児童は 300 名、参加生徒は最大 286 名を想定しているが、想定人数を超えた場合は受託者と委託者で協議し、予算の範囲内において柔軟に対応すること。
- (11) 学校の臨時休業等で土曜日学習が実施できない場合は参加児童生徒及び保護者へ中止・振替日時を周知し、中止分の振替授業を行うこと。
- (12) 統廃合により学校数が変わる場合は、その都度委託者と受託者で協議すること。
- (13) 仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と受託者で協議し決定すること。

19 担 当 課 守口市教育委員会事務局 教育部 学校教育課
〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
電話：06-6995-3151
E-mail：gakkouky@city.moriguchi.lg.jp